

研究不正に対する取り組み

本学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（平成 26 年 2 月 18 日文部科学省）」に基づき、公的研究費の適正な管理・運営の基盤となる体制を構築しました。また、所属するすべての研究者を対象に、「研究倫理教育研修会」を年 2 回開催しております。今後も公的研究費の適正な管理・運営のために努めて参ります。

1. 責任体系の明確化

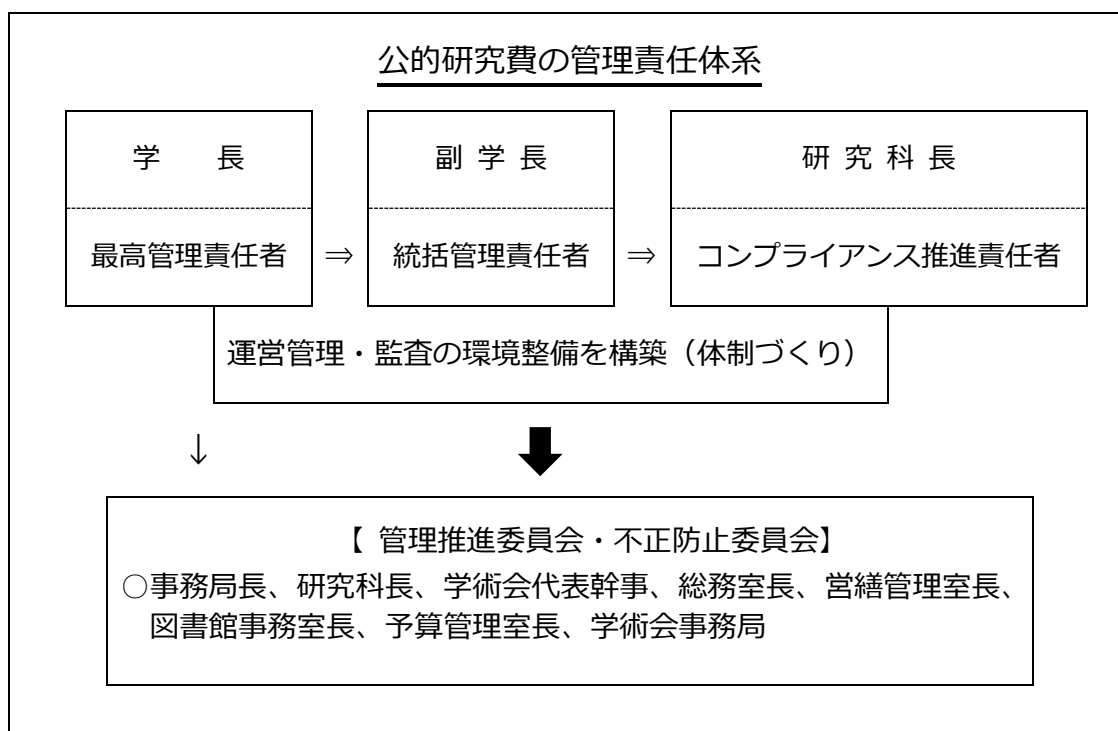
公的研究費の管理・運営に関する役割と責任について、以下のように明確化し徹底しています。

最高管理責任者…全体の公的研究費を統括し、運営・管理に係る全ての権限を有するとともに最終責任を負う。また、総括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を中心として、徹底した管理・監査が可能な体制を構築できるよう環境を整備するものとし、学長をもって充てる。

統括管理責任者…最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運用及び管理について、本学全体の公的研究費を統括し、実質的な責任と権限を有するものとし、副学長をもって充てる。

コンプライアンス推進責任者…コンプライアンス教育、研究費の適正な執行を管理監督するものとし研究科長を充てる。

管理推進責任者…公的研究費の管理・監査に係る実質的な責任と権限を有するものとし、事務局長をもって充てる。



2. 適正な研究活動の推進

本学のすべての教職員は、以下の行動規範を遵守しています。

(1) 教育研究に関する高い理念と倫理観の保持

本学の教職員は教育研究の理念と高い倫理観に基づき、法令や通知、本学の諸規則（規程）等を深く認識し、遵守する。

(2) 公的研究費に託された要請と信頼

本学の教職員は、公的研究費が国民の税金を原資として交付されていることを深く認識し、社会の要請と信頼に応えるため、研究活動の不正、研究費の不正、不適切な使用を行ってはならない。

(3) 管理・監査体制の整備

本学の教職員は、公的研究費の不正及び不適切な使用を防止するため、透明且つ現実性のある管理・監査体制を整備する。

(4) 公的研究費の適正な執行管理

本学の教職員は、公的研究費の取扱いに細心の注意をはらって臨み、適正な執行管理に努める。

(5) 不正防止計画に基づく行動

本学の教職員は、常に不正発生要因の除去に努め、別に定める公的研究費の執行に関する「公的研究費に関する不正防止計画」に基づいて行動する。

3. 相談・告発窓口

研究活動における不正防止・対応のための相談・告発窓口を設置しています。下記の相談・告発窓口で受け付けます。

【相談・告発窓口】

〒989-1693

宮城県柴田郡柴田町船岡南 2-2-18

仙台大学学術会事務局

電話: 0224-55-1753 (直通) FAX: 0224-55-3116

e-mail: gakujiyutu★sendai-u.ac.jp (★を@に置換えてご使用ください)

※電話による受付時間は、平日9時00分～16時00分です。